

平成31年2月19日
鉄道局技術企画課

台車枠の検査箇所や検査方法等を見直します ～鉄道車両における「台車枠の検査マニュアル」の一部改正について～

平成29年の新幹線台車き裂等について、昨年7月に公表した「鉄道の輸送トラブルに関する対策のあり方検討会」のとりまとめにおいて、台車枠の重点検査箇所の指定や検査方法を見直す必要があるとされたことを受けて台車枠の検査マニュアルを改正しました。

【改正の背景】

平成29年12月の新幹線のぞみの台車枠に大きなき裂が見つかる重大インシデントの発生等の輸送トラブルを受け、昨年2月に設置した「鉄道の輸送トラブルに関する対策のあり方検討会」において、昨年7月、最適な台車枠のき裂対策等がとりまとめられました。

このとりまとめの中では、台車枠の検査マニュアル[※]における重点検査箇所の指定や検査方法について見直す必要があるとされました。これを受けて、本日付けで以下のとおり本マニュアルを改正しました。

※「台車枠の検査マニュアル」は、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」及び同省令に基づく告示の内容を具体化した「解釈基準」として国が示したものです。

【主な改正の概要】

○重点検査箇所の指定

従来の台車枠き裂発生事例集[※]で示されたき裂発生箇所に加えて、

- ・溶接部からき裂が進展したときに大事に至るおそれのある箇所
- ・疲れ許容応力に対して発生応力の余裕が小さい箇所

等を追加した。

※過去のき裂発生箇所の事例を示したもの

○重点検査箇所の検査方法

従来は探傷検査や目視検査の具体的な方法が明文化されていなかったが、今回、日本工業規格(JIS)において定められている方法等を参考に検査することとした。

(国土交通省HP)

- ・「鉄道の輸送トラブルに関する対策のあり方検討会」とりまとめ(平成30年7月27日)

(http://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_fr7_000023.html)

- ・鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準

(<http://www.mlit.go.jp/common/001273450.pdf>)

【連絡先】

鉄道局技術企画課

担当者：小林、井相田

電話：03-5253-8111 (内線 40704)

直通：03-5253-8546

FAX：03-5253-1634